

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱新旧対照表

改正後（案）	現行
<p data-bbox="271 204 943 236">文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱</p> <p data-bbox="495 304 1099 331">18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定</p> <p data-bbox="517 352 1099 379">28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日部長決定</p> <p data-bbox="506 400 1099 427"><u>2020 文子幼第 号令和 年 月 日部長決定</u></p> <p data-bbox="107 496 405 528">第 1 条～第 1 1 条【略】</p> <p data-bbox="152 592 483 624">（建築物のアスベスト対策）</p> <p data-bbox="107 639 1099 719">第 1 2 条 区長は、次に掲げる建築物に係るアスベスト対策を行わなければならない。</p> <p data-bbox="107 735 1099 815">(1) 区が所有する建築物（以下「区有建築物」という。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの</p> <p data-bbox="136 831 1099 911">ア 文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会最終報告書（平成 1 5 年 1 2 月）に記載された建築アスベスト対策</p> <p data-bbox="136 927 1099 1054">イ 「区有施設の改築・改修時における石綿処理について」（平成 11 年 8 月）の方針に基づいて、改築時又は改修時に行う石綿吹付け材（石綿を含有するものを含む。）及び石綿含有建材の除去工事</p> <p data-bbox="136 1070 1099 1150">ウ 文京区のホームページにおける吹付けアスベスト（石綿）対策工事状況リストの公開</p> <p data-bbox="107 1166 1099 1246">(2) 建築物（区有建築物を除く。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの</p> <p data-bbox="136 1262 1099 1437">ア 区の区域内の建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に基づく確認申請があったとき又は同法第 6 条の 2 に基づく指定確認検査機関に対する確認申請があったときに行うアスベストを飛散させないための対策についての指導</p>	<p data-bbox="1283 204 1955 236">文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱</p> <p data-bbox="1507 304 2112 331">18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定</p> <p data-bbox="1529 352 2112 379">28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日部長決定</p> <p data-bbox="1126 496 1424 528">第 1 条～第 1 1 条【略】</p> <p data-bbox="1171 592 1503 624">（建築物のアスベスト対策）</p> <p data-bbox="1126 639 2119 719">第 1 2 条 区長は、次に掲げる建築物に係るアスベスト対策を行わなければならない。</p> <p data-bbox="1126 735 2119 815">(1) 区が所有する建築物（以下「区有建築物」という。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの</p> <p data-bbox="1155 831 2119 911">ア 文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会最終報告書（平成 1 5 年 1 2 月）に記載された建築アスベスト対策</p> <p data-bbox="1155 927 2119 1054">イ 「区有施設の改築・改修時における石綿処理について」（平成 11 年 8 月）の方針に基づいて、改築時又は改修時に行う石綿吹付け材（石綿を含有するものを含む。）及び石綿含有建材の除去工事</p> <p data-bbox="1155 1070 2119 1150">ウ 文京区のホームページにおける吹付けアスベスト（石綿）対策工事状況リストの公開</p> <p data-bbox="1126 1166 2119 1246">(2) 建築物（区有建築物を除く。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの</p> <p data-bbox="1155 1262 2119 1437">ア 区の区域内の建築物について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に基づく確認申請があったとき又は同法第 6 条の 2 に基づく指定確認検査機関に対する確認申請があったときに行うアスベストを飛散させないための対策についての指導</p>

イ 建築基準法第12条第1項に基づく定期調査報告に当たっての、建築物所有者等への、吹き付け石綿等のある建築物の実態を適切に把握させるための周知と指導

ウ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17第1項及び第2項に基づく特定粉じん排出等作業実施の届出があったときに行う確認及び指導

エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第124条第1項に基づく石綿含有建築物解体等工事施工計画等の届出があったときに行う確認及び指導

オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条の規定による解体の事前届出があったときに行う確認及び指導

カ 文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱（平成17年1月1日施行）に基づく報告があったときに行う確認及び指導

キ 区報、ホームページ等でのウ、エ及びカに関する届出及び作業遵守事項についての周知

第13条～第15条【略】

付 則

この要綱は、平成19年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

イ 建築基準法第12条第1項に基づく定期調査報告に当たっての、建築物所有者等への、吹き付け石綿等のある建築物の実態を適切に把握させるための周知と指導

ウ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項及び第2項に基づく特定粉じん排出等作業実施の届出があったときに行う確認及び指導

エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第124条第1項に基づく石綿含有建築物解体等工事施工計画等の届出があったときに行う確認及び指導

オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条の規定による解体の事前届出があったときに行う確認及び指導

カ 文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱（平成17年1月1日施行）に基づく報告があったときに行う確認及び指導

キ 区報、ホームページ等でのウ、エ及びカに関する届出及び作業遵守事項についての周知

第13条～第15条【略】

付 則

この要綱は、平成19年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。